

平成25年9月18日
財務局

施工能力審査型総合評価方式の一部改正について

この度、施工能力審査型総合評価方式の評価項目及び価格点の算定式について、下記のとおり改正しましたので、お知らせします。

詳しくは、「東京都施工能力審査型総合評価方式試行の取扱」を御覧ください。

記

1 主な見直し内容

(1) 技術点の評価項目の見直し

技術点の評価項目に、「災害協定等の締結の有無」及び「単価契約工事又は緊急施行工事の実績」を新たに加えました。

これにより、評価項目は次の2通りとなります。

- ① 18点満点パターン：従来どおりの評価項目とする場合
- ② 20点満点パターン：①に新たな評価項目を加えた場合

※ 対象となる評価項目については、各発注案件ごとの「公表事項」を御確認ください。

(2) 価格点算定式の見直し

価格点算定式の係数を見直しました。

- ① 18点満点パターン：100 × (1 - 入札価格 / 予定価格)
 - ② 20点満点パターン：115 × (1 - 入札価格 / 予定価格)
- ※ 現 行：90 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

2 施行日

平成25年11月1日以後に公告等を行う案件から適用します。

【問合せ先】

財務局経理部総務課契約調整担当

直通(03)5388-2607

設計業務に総合評価

建設局が試行実施

施工能力型 災害協定を加点対象に

東京都

の施工実績を数値化した
「工事成績評定」との算定が可能になるなど総合評価方式を適用する体制

一方、建築工事の予定期間が4億円(土木3・

東京都は、公共工事の落札者を価格と技術力両面で決める総合評価方式の適用業種拡大と評価項目を追加する。適用業種の拡大では、土木設計、測量および地質調査に新しい評価方式を新設。当面はトライアルとうかたつて、これら業種の発注量が多い建設局のみを実施していく。一方評価項目の追加では、小規模工事に適用する施工能力審査型を対象に「災害協定等の締結の有無」「単価契約工事または緊急施工工事の実績」を設ける。11月1日以降の公表案件から開始する。

設計業務を対象とした総合評価方式は、09年に

都がまとめた「公共工事に関する入札契約制度改

革の実施方針」に基づき行うもの。評価方法は、価格点30点、技術点30点

による評価していく。特

に技術提案では、企業の経験となる△同種類似業

務の実績▽過去の成績評

定▽地域精通度――と、

配置予定技術者の経験と

ある。

工事品質を左右する設

計業務などで発生するダ

ンピング(安値受注)を

防止するため、創意工夫

のある設計提案をしてお

り、発注機関も金手

ではなく建設局に限定し

ている。発注時期や適用

条件の詳細について同局

では、「早期に決めたい」

(技術管理課)と説明。

具体的は未定となつてい

る。

して保有資格などを見

る。

適用対象は、土木設計

や測量、地質調査となっ

ており、発注機関も金手

ではなく建設局に限定し

ている。発注時期や適用

条件の詳細について同局

では、「早期に決めたい」

(技術管理課)と説明。

具体的は未定となつてい

る。

して保有資格などを見

る。